

売 却 決 定 取 消 通 知 書

買 受 人	住 所（所在地）							
	氏 名（名 称）							
滞 納 者	住 所（所在地）							
	氏 名（名 称）							
売却決定の取り消しを す る 財 産	名	称	性	質	所	在	数	量
売却決定の取り消しを す る 理 由								
備 考								
上記のとおり、売却決定を取り消しましたので、通知します。								
年 月 日								
美唄市長 印								
買受人 第三債務者等 滞納者 利害関係人 の氏名 又は名称 様								

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 「備考」欄には、公売保証金又は公売代金の返還、公売取消財産の引取りその他公売の取消しに伴う処理事項で通知する必要があると認める事項を記載すること。なお、この欄は複写できないことに注意すること。